

## 会計管理者補助組織契約業者等選定委員会要綱

### (目的)

第1条 会計管理者補助組織の業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、指名業者の選定等に関し、必要な事項を審議する。

2 前項の審議は、埼玉県財務規則第15条に定められた支出負担行為決裁区分により、副部長以上の決裁又は埼玉県財務規則第104条の4により会計管理者の決裁を要する事案とする。ただし、課長の決裁を要する事案であっても、異例又は重要な事案についてはこの限りではない。

3 契約業者が特定されるに相当の理由があると会計管理者が認める場合は、委員会での選定を要しない。

4 委員会は、当該契約を実施する課の次の事項の内申に基づいて開催する。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関する事。
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関する事。
- (3) 随意契約の見積書徴取に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、会計管理者を、副委員長は出納総務課長をもって充てる。

3 委員は、次のとおりとする。

- (1) 会計管理課長
- (2) 委員長が特に必要と認める者

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

### (関係職員の出席)

第5条 委員長は、審議内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (決定)

第6条 第2条第4項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会計管理者が決定する。

### (秘密の厳守)

第7条 委員会を組織する者又は選定委員会に出席した者は、第1条の目的を達するために公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

### (議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、出納総務課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 審議に要した資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 審議に要した資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は出納総務課が行う。

(その他必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年12月12日から施行する。
- 2 物品の製造請負及び販売業者指名選考委員会要領は廃止する。